

条 例 議 案 の 概 要

—令和3年4月臨時会—

目 次

議案第 68 号	専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・	1
	(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例)	
議案第 69 号	専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・	22
	(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準 等を定める条例等の一部を改正する条例)	

議案第 68 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 204回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 住宅借入金等特別税額控除について、令和 3 年12月31日までとしている入居期限を 1 年延長する等の措置を講ずる。

イ 源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認を不要とする。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地の評価替えに伴う税負担の緩和措置の適用期限を令和 6 年 3 月31日まで延長する。

イ 令和 3 年度に限り、評価替えにより課税標準額が増加する土地について、令和 2 年度の課税標準額に据え置く措置を講ずる。

(3) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税の環境性能割について、税率区分が見直されることに伴う必要な規定の整備を行う。

イ 軽自動車税の環境性能割の税率を 1 %軽減する特例措置の適用期限を 9 箇月延長し、令和 3 年12月31日までに取得したものを対象とする。

ウ 軽自動車税の種別割について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日までに新車登録された営業用乗用車及び軽貨物自動車において、一定の環境性能を有する場合は軽減措置の適用を 2 年間延長し、登録された翌年度に限り軽減税率を適用する。

(4) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

(1) 第 2 条 公布の日

(2) 第 1 条及び第 3 条 令和 3 年 4 月 1 日

【第1条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和3年3月31日条例第21号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第38条の2まで 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第45条の15第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第38条の2まで 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の</p>

改正後	改正前
<p>3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第38条の3から第45条の13の2まで 略</p>	<p>第38条の3から第45条の13の2まで 略</p>
<p>(特別徴収税額)</p>	<p>(特別徴収税額)</p>
<p>第45条の14 第45条の13の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第45条の16第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第45条の13の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額</p> <p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第45条の13の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>(退職所得申告書)</p>	<p>第45条の14 第45条の13の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第45条の16第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第45条の13の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額</p> <p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第45条の13の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第45条の9及び第45条の10の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>(退職所得申告書)</p>
<p>第45条の15 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市の区域内に住所を有するものは、その支払を受ける時までに、施行規則第5号の9様式による申告書を、その退職手当等の支払者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p>	<p>第45条の15 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市の区域内に住所を有するものは、その支払を受ける時までに、施行規則第5号の9様式による申告書を、その退職手当等の支払者を經由して、市長に提出しなければならない。この場合において、支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が施行令第48条の18において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第45条の16から第74条の2まで 略</p>	<p>第45条の16から第74条の2まで 略</p>
<p>(環境性能割の税率)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p>
<p>第74条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p>	<p>第74条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項ににおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項ににおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p>

改正後	改正前
<p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 第74条の4から第150条まで 略</p> <p>附 則 第1条から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第35項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>17 法附則第64条に規定する割合は、零とする。</p> <p>第7条の3から第7条の11まで 略 (土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から附則第12条の2までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号 (2) 宅地等 法附則第17条第2号 (3) 住宅用地 法附則第17条第3号 (4) 商業地等 法附則第17条第4号 (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項) (7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定</p>	<p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 第74条の4から第150条まで 略</p> <p>附 則 第1条から第7条の2まで 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第38項に規定する割合は、3分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第41項に規定する割合は、零とする。</p> <p>17 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。</p> <p>18 法附則第64条に規定する割合は、零とする。</p> <p>第7条の3から第7条の11まで 略 (土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から附則第12条の2までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号 (2) 宅地等 法附則第17条第2号 (3) 住宅用地 法附則第17条第3号 (4) 商業地等 法附則第17条第4号 (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項) (7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(同項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定</p>

改正後

改正前

に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第12条及び第12条の2 略

第12条及び第12条の2 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第12条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第13条第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第12条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第13条第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第12条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

第12条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 岩手県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の6の規定により読み替えられた第74条の5第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

3 岩手県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の6の規定により読み替えられた第74条の5第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第12条の5から第13条まで 略

第12条の5から第13条まで 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第75条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第75条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2

改正後	改正前																						
<p>当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																						
<table border="1"> <tr><td rowspan="5">第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第75条第2号ア		3,900円	1,000円																				
		6,900円	1,800円																				
		1万800円	2,700円																				
		3,800円	1,000円																				
	5,000円	1,300円																					
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																					
	6,900円	1,800円																					
	1万800円	2,700円																					
	3,800円	1,000円																					
	5,000円	1,300円																					
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、</p>																						
<p>当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																						
<table border="1"> <tr><td rowspan="5">第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	1万800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第75条第2号ア		3,900円	2,000円																				
		6,900円	3,500円																				
		1万800円	5,400円																				
		3,800円	1,900円																				
	5,000円	2,500円																					
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																					
	6,900円	3,500円																					
	1万800円	5,400円																					
	3,800円	1,900円																					
	5,000円	2,500円																					
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、</p>																						
<p>当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																						
<table border="1"> <tr><td rowspan="5">第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>1万800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第75条第2号ア		3,900円	3,000円																				
		6,900円	5,200円																				
		1万800円	8,100円																				
		3,800円	2,900円																				
	5,000円	3,800円																					
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																					
	6,900円	5,200円																					
	1万800円	8,100円																					
	3,800円	2,900円																					
	5,000円	3,800円																					
<p>第13条の3及び第14条 略 （特別土地保有税の課税の特例）</p>	<p>第13条の3及び第14条 略 （特別土地保有税の課税の特例）</p>																						
<p>第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>	<p>第15条 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第8条第2号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の8第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p>																						
<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>																						
<p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p>	<p>3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が1月1日である場合にあつては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の5第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。</p>																						
<p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額）をいう。</p>	<p>4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額）をいう。</p>																						

改正後	改正前
<p>(1) 宅地評価土地（宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。）当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額</p> <p>(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額）</p>	<p>(1) 宅地評価土地（宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。）当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額</p> <p>(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成3年大蔵省令第33号）第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額）</p>
<p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。</p>	<p>5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の8第1号（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。</p>
<p>第15条の2 略 （読替規定）</p>	<p>第15条の2 略 （読替規定）</p>
<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第10項、第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項若しくは第39項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項若しくは第44項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 （土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）</p>
<p>第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>第16条 次条及び附則第17条の2第2項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、次条及び附則第17条の2第3項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条の2第1項、第3項及び第4項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第17条の2第3項及び第4項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第18条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>第17条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（平成30年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法</p>	<p>2 前条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法</p>

改正後	改正前																				
<p>第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>																				
<p>3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p>																				
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>																				
<p>第17条の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の算定については、令和3年改正法附則第22条第1項の規定に基づき、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>第17条の3 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の算定については、平成30年改正法附則第22条第1項の規定に基づき、法附則第25条の3（法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>																				
<p>第18条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>第18条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（平成30年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
<p>第18条の2から第37条まで 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>第18条の2から第37条まで 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>																				
<p>第38条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用</p>	<p>第38条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3号において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が施行令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項の規定の適用</p>																				

改正後	改正前
<p>を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第39条から第41条まで 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第42条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>	<p>を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第64条の2の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第39条から第41条まで 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第42条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>
<p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和17年度」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	<p>第42条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p>
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和3年条例第21号)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 略</p>
<p>(市民税に関する経過措置)</p>	<p>附 則 略</p>
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第38条の2の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の盛岡市市税条例(次項において「旧条例」という。)第38条の2の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 略</p>
<p>3 新条例第38条の2の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第38条の2の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第38条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第38条の2の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第38条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 略</p>
<p>(固定資産税に関する経過措置)</p>	<p>附 則 略</p>
<p>4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 略</p>
<p>5 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等</p>	<p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>(以下「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p>	
<p>(都市計画税に関する経過措置)</p>	
<p>6 新条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	
<p>(軽自動車税に関する経過措置)</p>	
<p>7 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p>	
<p>8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	

改正後	改正前（令和元年条例第3号の第2条の改正後）	改正前（令和元年条例第3号の第2条の改正前）																																													
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和3年3月31日条例第21号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から附則第13条まで 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から附則第13条まで 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から附則第13条まで 略 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>1万2,900円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円		6,900円	8,200円		1万800円	1万2,900円		3,800円	4,500円		5,000円	6,000円
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																													
	6,900円	8,200円																																													
	1万800円	1万2,900円																																													
	3,800円	4,500円																																													
	5,000円	6,000円																																													
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																													
	6,900円	8,200円																																													
	1万800円	1万2,900円																																													
	3,800円	4,500円																																													
	5,000円	6,000円																																													
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																													
	6,900円	8,200円																																													
	1万800円	1万2,900円																																													
	3,800円	4,500円																																													
	5,000円	6,000円																																													
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		1万800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																																													
	6,900円	1,800円																																													
	1万800円	2,700円																																													
	3,800円	1,000円																																													
	5,000円	1,300円																																													
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																																													
	6,900円	1,800円																																													
	1万800円	2,700円																																													
	3,800円	1,000円																																													
	5,000円	1,300円																																													
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																																													
	6,900円	1,800円																																													
	1万800円	2,700円																																													
	3,800円	1,000円																																													
	5,000円	1,300円																																													
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr><td>第75条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td></td><td>1万800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																																													
	6,900円	3,500円																																													
	1万800円	5,400円																																													
	3,800円	1,900円																																													
	5,000円	2,500円																																													
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																																													
	6,900円	3,500円																																													
	1万800円	5,400円																																													
	3,800円	1,900円																																													
	5,000円	2,500円																																													
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																																													
	6,900円	3,500円																																													
	1万800円	5,400円																																													
	3,800円	1,900円																																													
	5,000円	2,500円																																													
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動</p>																																													

改正後	改正前（令和元年条例第3号の第2条の改正後）	改正前（令和元年条例第3号の第2条の改正前）																																	
<p>車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	<p>車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円	<p>車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	1万800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第75条第2号ア		3,900円	3,000円																																
		6,900円	5,200円																																
		1万800円	8,100円																																
		3,800円	2,900円																																
	5,000円	3,800円																																	
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																																	
	6,900円	5,200円																																	
	1万800円	8,100円																																	
	3,800円	2,900円																																	
	5,000円	3,800円																																	
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																																	
	6,900円	5,200円																																	
	1万800円	8,100円																																	
	3,800円	2,900円																																	
	5,000円	3,800円																																	
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち自家用の乗用のものに対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																																		
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																																			
<p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り、）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																																			
<p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り、）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>																																	
<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例</p>	<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例</p>	<p>第13条の3 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例</p>																																	

改正後	改正前（令和元年条例第3号の第2条の改正後）	改正前（令和元年条例第3号の第2条の改正前）
<p>取に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>附則第14条から附則第42条まで 略 附 則 略 附 則（令和3年条例第21号抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p>取に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>附則第14条から附則第42条まで 略 附 則 略</p>	<p>取に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第76条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第78条及び第79条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>附則第14条から附則第42条まで 略 附 則 略</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和3年3月31日条例第21号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p>
<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第45条の4の6まで 略 (法人の市民税の申告納付)</p>
<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>
<p>5 法第321条の8第34項の申告書（同条第33項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第34項の申告書（同条第33項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に同じ、年14.6パーセント（当該申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該</p>	<p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p>	<p>申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p>	<p>申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第22項の申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</p> <p>9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全</p>
<p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>	<p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>	<p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該</p>	<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該</p>	<p>支配関係をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条の6第3項及び第45条の7の2第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第45条の7の2第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第45条の7の2第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第45条の7の2第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（第13項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p>期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p>
<p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p>	<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p>	<p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>（法人税割に係る不足税額の納付の手続）</p>
<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条の6 法人の市民税の納税者は、法第321条の11第4項の規定により法人の市民税に係る更正又は決定の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと</p>	<p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと</p>
<p>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正</p>	<p>による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正</p>	<p>（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p> <p>第45条の7 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲</p>	<p>若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p> <p>第45条の7 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲</p>	<p>若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p> <p>第45条の7 略</p> <p>（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p> <p>第45条の7の2 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>
		<p>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
		<p>5 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p>
		<p>6 第45条の6第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日よ</p>

改正後	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正後）	改正前（令和2年条例第33号の第2条の改正前）
<p>第45条の8から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の2まで 略</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。</p> <p>第3条の3の2から第42条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和3年条例第21号抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>第45条の8から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の2まで 略</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。</p> <p>第3条の3の2から第42条まで 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>り前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>第45条の8から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第3条の2まで 略</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第3条の3 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第45条の7の2の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第45条の7の2第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。</p> <p>2 前項に規定する「申告基準日」とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。</p> <p>第3条の3の2から第42条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 69 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第 171号）等の改正に伴い，必要な規定の整備を行う必要が生じたことから，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 一部改正をした条例

- (1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）
- (2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）
- (3) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）
- (4) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年条例第16号）
- (5) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（令和 3 年条例第19号）

3 改正の内容

- (1) 経過的指定障害者支援施設（※）が就労継続支援 A 型を提供する場合における運営基準として，次の内容を定める。
 - ア 就労の機会の提供に当たって，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに，利用者の要望を踏まえたものとしなければならないものとする。
 - イ 生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないものとする。
 - ウ 賃金及び工賃の支払いに，原則として，自立支援給付をもって充ててはならないものとする。
 - エ 事業の目的，運営の方針等の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならないものとする。

オ おおむね1年に1回以上、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。

(2) 経過的障害者支援施設について、(1)に準じた改正を行う。

(3) その他規定の整備を行う。

4 施行期日

公布の日

※「経過的指定障害者支援施設」

平成18年10月の障害者自立支援法の施行により、入所施設に係る制度が改正されたことに伴い、改正前からの施設入所者等が、改正後の入所要件に該当しなくなった場合であっても、経過措置として引き続き入所することができる施設をいう。

【第1条】盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
平成24年12月25日条例第50号	平成24年12月25日条例第50号
改正 略	改正 略
令和3年4月12日条例第22号	
盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次及び第1条から第209条まで 略	目次及び第1条から第209条まで 略
(準用)	(準用)
<p>第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条(第10号を除く。)及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第146条第2項並びに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあっては、3月)」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 第79条、第84条(第1項を除く。)、第85条(第5項を除く。)、第86条及び第87条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第79条、第84条(第1項を除く。)、第85条(第5項を除く。)、第86条及び第87条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 第142条、第146条(第1項を除く。)、第147条(第3項を除く。))及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第142条中「自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第146条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第147条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第142条、第146条(第1項を除く。)、第147条(第3項を除く。))及び第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第142条中「自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第146条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と、第147条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第147条(第3項を除く。)、第148条第2項、第152条及び第157条(第</p>	<p>4 第147条(第3項を除く。)、第148条第2項、第152条及び第157条(第</p>

改正後	改正前
<p>1 項及び第 4 項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第147条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第86条、第146条（第 1 項を除く。）、第147条（第 3 項を除く。）、第 181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と、第147条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第 1 項中「第185条」とあるのは「第210条第 1 項」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第 6 条の10第 2 号に規定する就労継続支援 B 型（以下「就労継続支援 B 型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 B 型」という。））」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。</p> <p>第211条 略 附 則 略 附 則（令和 3 年条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 項及び第 4 項を除く。)の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第147条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第 152条中「自立訓練（生活訓練）（省令第 6 条の 6 第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。））」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第86条、第146条（第 1 項を除く。）、第147条（第 3 項を除く。）、第 181条から第183条まで、第186条及び第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と、第147条第 4 項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第 1 項中「第185条」とあるのは「第210条第 1 項」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「省令第 6 条の10第 2 号に規定する就労継続支援 B 型（以下「就労継続支援 B 型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援 B 型」という。））」とあるのは「特定基準該当就労継続支援 B 型」と読み替えるものとする。</p> <p>第211条 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>○盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p>平成24年12月25日条例第51号</p>	<p>平成24年12月25日条例第51号</p>
<p>改正 略</p>	<p>改正 略</p>
<p>令和3年4月12日条例第22号</p>	
<p>盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p>目次及び第1条から第64条まで 略</p>	<p>目次及び第1条から第64条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p>(指定旧法施設支援等に関する経過措置)</p>	<p>(指定旧法施設支援等に関する経過措置)</p>
<p>2 当分の間、第2条第3号中「指定障害福祉サービス等につき」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援（法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下この条及び第24条において同じ。）につき」と、「法第29条第3項」とあるのは「法第29条第3項又は法附則第21条第2項若しくは法附則第22条第4項」と、「指定障害福祉サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、第24条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、「含む。」とあるのは「含む。）又は法附則第21条第2項若しくは法附則第22条第4項」と、「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設（法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。））」とする。</p>	<p>2 当分の間、第2条第3号中「指定障害福祉サービス等につき」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援（法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下この条及び第24条において同じ。）につき」と、「法第29条第3項」とあるのは「法第29条第3項又は法附則第21条第2項若しくは法附則第22条第4項」と、「指定障害福祉サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、第24条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、「含む。））」とあるのは「含む。）又は法附則第21条第2項若しくは法附則第22条第4項」と、「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設（法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設をいう。））」とする。</p>
<p>(経過指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数)</p>	<p>(経過指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数)</p>
<p>3 当分の間、第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>3 当分の間、第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する指定障害者支援施設（以下「経過指定障害者支援施設」という。）に置くべき従業者及びその員数は、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第1号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号イ(ア)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。</p>	<p>(1) 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第1号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号イ(ア)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。</p>
<p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p>	<p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p>
<p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の（基準省令附則第3条第1項第1号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を6で除して得た数</p>	<p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の（基準省令附則第3条第1項第1号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を6で除して得た数</p>
<p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p>	<p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p>
<p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p>	<p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p>
<p>イ ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p>	<p>イ ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p>
<p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第2号に規定する従業者及びその員数とする。</p>	<p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第2号に規定する従業者及びその員数とする。</p>
<p>(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第3号に規定する従業者及びその員数とする。</p>	<p>(3) 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第3号に規定する従業者及びその員数とする。</p>
<p>(4) 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第4号に規定する従業者及びその員数とする。</p>	<p>(4) 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第4号に規定する従業者及びその員数とする。</p>
<p>(5) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者は、職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし、その員数は、アからカに定める数とする。</p>	<p>(5) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者は、職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし、その員数は、アからカに定める数とする。</p>
<p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。</p>	<p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。</p>
<p>イ 職業指導員の数は、1人以上とする。</p>	<p>イ 職業指導員の数は、1人以上とする。</p>
<p>ウ 生活支援員の数は、1人以上とする。</p>	<p>ウ 生活支援員の数は、1人以上とする。</p>
<p>エ サービス管理責任者の数は、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</p>	<p>エ サービス管理責任者の数は、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</p>
<p>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</p>	<p>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</p>

改正後	改正前
<p>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>オ アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>カ エのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>	<p>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>オ アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>カ エのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p>
<p>(6) 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第6号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は基準省令附則第3条第1項第6号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。</p>	<p>(6) 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、第5条第1項第6号に規定する従業者及びその員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は基準省令附則第3条第1項第6号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。</p>
<p>4 前項に規定する経過的指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練(機能訓練)、当該自立訓練(生活訓練)、当該就労移行支援、当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設における従業者の員数)</p>	<p>4 前項に規定する経過的指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練(機能訓練)、当該自立訓練(生活訓練)、当該就労移行支援、当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設における従業者の員数)</p>
<p>5 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第3項第1号から第4号まで及び第5号オの規定にかかわらず、当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>	<p>5 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第3項第1号から第4号まで及び第5号オの規定にかかわらず、当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p>
<p>6 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は、第3項第1号から第4号まで並びに第5号エ及びカの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第4条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(設備)</p>	<p>6 複数の昼間実施サービスを行う経過的指定障害者支援施設は、第3項第1号から第4号まで並びに第5号エ及びカの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該経過的指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第4条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(設備)</p>
<p>7 経過的指定障害者支援施設について第9条の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>(雇用契約の締結等)</p>	<p>7 経過的指定障害者支援施設について第9条の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>(雇用契約の締結等)</p>
<p>8 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p>	<p>8 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p>
<p>9 前項の規定にかかわらず、経過的指定障害者支援施設(昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。)は、就労継続支援A型を提供する場合には、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労)</p>	<p>9 前項の規定にかかわらず、経過的指定障害者支援施設(昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。)は、就労継続支援A型を提供する場合には、省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労)</p>
<p>10 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。</p>	<p>10 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。</p>
<p>11 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p>	<p>11 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p>
<p>12 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金等)</p>	<p>12 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。</p> <p>(賃金等)</p>
<p>13 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第8項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>12 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第8項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>14 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</p>	
<p>15 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第8項の雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>	<p>13 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第8項の雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>
<p>16 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第8項の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>14 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、附則第8項の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>
<p>17 附則第15項の規定により、附則第8項の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>	<p>15 附則第13項の規定により、附則第8項の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>
<p>18 賃金及び附則第15項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (工賃の支払等)</p>	<p>(工賃の支払等)</p>
<p>19 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>	<p>16 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p>
<p>20 前項の規定により利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額(附則第22項において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。</p>	<p>17 前項の規定により利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額(附則第19項において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。</p>
<p>21 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>	<p>18 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p>
<p>22 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。 (実習の実施)</p>	<p>19 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。 (実習の実施)</p>
<p>23 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。</p>	<p>20 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。</p>
<p>24 経過的指定障害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。 (求職活動の支援等の実施)</p>	<p>21 経過的指定障害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。 (求職活動の支援等の実施)</p>
<p>25 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。</p>	<p>22 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。</p>
<p>26 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。 (職場への定着のための支援等の実施)</p>	<p>23 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。 (職場への定着のための支援等の実施)</p>
<p>27 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>	<p>24 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p>
<p>28 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 (利用者及び従業者以外の者の雇用)</p>	<p>25 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 (利用者及び従業者以外の者の雇用)</p>
<p>29 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合において、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用するときは、次に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数</p>	<p>26 経過的指定障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合において、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用するときは、次に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。 (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数</p>

改正後	改正前
<p>という。)又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、当分の間、第9条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。</p>	<p>という。)又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、当分の間、第9条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。</p>
<p>(居室の定員の経過措置)</p>	<p>(居室の定員の経過措置)</p>
<p>34 平成18年10月1日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p>	<p>29 平成18年10月1日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p>
<p>(居室面積の経過措置)</p>	<p>(居室面積の経過措置)</p>
<p>35 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。</p>	<p>30 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。</p>
<p>36 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。</p>	<p>31 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。</p>
<p>37 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。</p>	<p>32 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。</p>
<p>38 平成24年4月1日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第9条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	<p>33 平成24年4月1日以前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第9条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>
<p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p>	<p>(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p>
<p>39 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p>	<p>34 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p>
<p>40 平成24年4月1日以前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第2項第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>	<p>35 平成24年4月1日以前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第2項第2号キの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p>
<p>(廊下幅の経過措置)</p>	<p>(廊下幅の経過措置)</p>
<p>41 平成18年10月1日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第3項の規定を適用する場合にお</p>	<p>36 平成18年10月1日以前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第3項の規定を適用する場合にお</p>

改正後	改正前
<p>いては、同項第1号中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。</p> <p>42 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第3項の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>43 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第3項の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>44 平成24年4月1日以前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第3項の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和3年条例第22号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>いては、同項第1号中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。</p> <p>37 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第3項の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>38 平成18年10月1日以前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第3項の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>39 平成24年4月1日以前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第9条第3項の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。</p> <p>附 則 略</p>

【第3条】盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月25日条例第55号</p> <p>改正 略</p> <p>令和3年4月12日条例第22号</p> <p>盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次及び第1条から第48条まで 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過障害者支援施設に置くべき職員の数)</p> <p>2 当分の間、第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設(以下「経過障害者支援施設」という。)に置くべき職員及びその員数は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第2号に規定する職員及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号イ(ア)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者(基準省令附則第3条第1項第1号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>イ ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第3号に規定する職員及びその員数とする。</p> <p>(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第4号に規定する職員及びその員数とする。</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第5号に規定する職員及びその員数とする。</p> <p>(5) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員は、職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし、その員数は、アからカに定める数とする。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1人以上とする。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1人以上とする。</p> <p>エ サービス管理責任者の数は、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</p> <p>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>オ アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>カ エのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(6) 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第7号に規定する職員及びその員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は基準省令附則第3条第1項第6号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。</p> <p>3 前項に規定する経過障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練(機能訓練)、当該自立訓練(生</p>	<p>○盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月25日条例第55号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次及び第1条から第48条まで 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過障害者支援施設に置くべき職員の数)</p> <p>2 当分の間、第1号ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者に対する生活介護、省令附則第1条の2の規定による就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型又は第6号に規定する厚生労働大臣が定める者に対する施設入所支援を提供する障害者支援施設(以下「経過障害者支援施設」という。)に置くべき職員及びその員数は、第11条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第2号に規定する職員及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同号イ(ア)の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、ア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>ア (ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者(基準省令附則第3条第1項第1号イ(1)の厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>イ ア(ア)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第3号に規定する職員及びその員数とする。</p> <p>(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第4号に規定する職員及びその員数とする。</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第5号に規定する職員及びその員数とする。</p> <p>(5) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員は、職業指導員及び生活支援員並びにサービス管理責任者とし、その員数は、アからカに定める数とする。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1人以上とする。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1人以上とする。</p> <p>エ サービス管理責任者の数は、(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数</p> <p>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>オ アからウまでの職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>カ エのサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(6) 施設入所支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、第11条第1項第7号に規定する職員及びその員数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受ける者又は基準省令附則第3条第1項第6号の厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。</p> <p>3 前項に規定する経過障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練(機能訓練)、当該自立訓練(生</p>

改正後	改正前
<p>活訓練），当該就労移行支援，当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。</p> <p>（複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数）</p> <p>4 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，昼間実施サービス利用定員の合計が20人未満である場合は，附則第2項第1号から第4号まで及び第5号オの規定にかかわらず，当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>5 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，附則第2項第1号から第4号まで並びに第5号エ及びカの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第4条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>（1）利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>（2）利用者の数の合計が61人以上 1人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>（設備）</p> <p>6 経過的障害者支援施設について第10条の規定を適用する場合においては，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。</p> <p>（運営規程）</p> <p>7 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>（1）事業の目的及び運営の方針</p> <p>（2）職員の職種，員数及び職務の内容</p> <p>（3）営業日及び営業時間</p> <p>（4）利用定員</p> <p>（5）利用者に対して提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>（6）利用者に対して提供する就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。），賃金及び附則第15項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p>（7）通常の事業の実施地域</p> <p>（8）サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>（9）緊急時等における対応方法</p> <p>（10）非常災害対策</p> <p>（11）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>（12）虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>（13）その他運営に関する重要事項</p> <p>（雇用契約の締結等）</p> <p>8 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p> <p>9 前項の規定にかかわらず，経過的障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は，就労継続支援A型を提供する場合には，省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>（就労）</p> <p>10 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>11 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>12 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，利用者の就労に必要な知識及び能力の向上</p>	<p>活訓練），当該就労移行支援，当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。</p> <p>（複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設における職員の員数）</p> <p>4 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，昼間実施サービス利用定員の合計が20人未満である場合は，附則第2項第1号から第4号まで及び第5号オの規定にかかわらず，当該経過的障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長，医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>5 複数の昼間実施サービスを行う経過的障害者支援施設は，附則第2項第1号から第4号まで並びに第5号エ及びカの規定にかかわらず，サービス管理責任者の数を次の各号に掲げる当該経過的障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令附則第4条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ，当該各号に定める数とし，この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>（1）利用者の数の合計が60人以下 1人以上</p> <p>（2）利用者の数の合計が61人以上 1人に，利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>（設備）</p> <p>6 経過的障害者支援施設について第10条の規定を適用する場合においては，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は，就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は，設けないことができる。</p> <p>（雇用契約の締結等）</p> <p>7 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合には，利用者と雇用契約を締結しなければならない。</p> <p>8 前項の規定にかかわらず，経過的障害者支援施設（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は，就労継続支援A型を提供する場合には，省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>（就労）</p> <p>9 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>10 経過的障害者支援施設は，就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては，作業の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
に努めるとともに、利用者の要望を踏まえたものとしなければならない。	
(賃金等)	(賃金等)
13 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、 附則第8項 の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。	11 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、 附則第7項 の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
14 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。	12 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、 附則第7項 の雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
15 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、 附則第8項 の雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	13 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、 附則第7項 の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
16 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、 附則第8項 の雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	14 附則第12項 の規定により 附則第7項 の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
17 附則第15項 の規定により 附則第8項 の雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。	15 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
(工賃の支払等)	(工賃の支払等)
18 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	16 前項の規定により利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額(附則第18項 において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。
19 前項の規定により利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額(附則第21項 において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。	17 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
20 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。	18 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。
21 経過的障害者支援施設は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。	19 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
(実習の実施)	(実習の実施)
22 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。	20 経過的障害者支援施設は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。
23 経過的障害者支援施設は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。	21 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
(求職活動の支援等の実施)	(求職活動の支援等の実施)
24 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。	22 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
25 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。	23 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
(職場への定着のための支援等の実施)	(職場への定着のための支援等の実施)
26 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	24 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
27 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 (利用者及び職員以外の者の雇用)	25 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 (利用者及び職員以外の者の雇用)
28 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合において、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用するときは、次の各号に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、	26 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合において、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用するときは、次の各号に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、

改正後	改正前
<p>当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。</p> <p>(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数</p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下 10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>(3) 利用定員が31人以上 12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>(厚生労働大臣が定める事項の評価等)</p>	<p>当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。</p> <p>(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数</p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下 10人又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>(3) 利用定員が31人以上 12人又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数</p>
<p>29 経過的障害者支援施設は、就労継続支援A型を提供する場合には、おおむね1年に1回以上、基準省令附則第13条の2の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	
<p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p> <p>30 経過的障害者支援施設について第14条及び第23条の規定を適用する場合には、第14条第1項及び第23条第2項中「就労移行支援又は就労継続支援B型」とあるのは、「就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p> <p>(多目的室の経過措置)</p>	<p>(経過的障害者支援施設に関する読替え)</p> <p>26 経過的障害者支援施設について第14条及び第23条の規定を適用する場合には、第14条第1項及び第23条第2項中「就労移行支援又は就労継続支援B型」とあるのは、「就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。</p> <p>(多目的室の経過措置)</p>
<p>31 平成18年10月1日以前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p>	<p>27 平成18年10月1日以前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p>
<p>32 平成18年10月1日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p> <p>(居室面積の経過措置)</p>	<p>28 平成18年10月1日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p> <p>(居室面積の経過措置)</p>
<p>33 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第</p>	<p>29 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第</p>

改正後	改正前
<p>2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。</p>	<p>2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。</p>
<p>34 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。</p>	<p>30 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。</p>
<p>35 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条及び第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。 (ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p>	<p>31 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者授産施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条及び第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。 (ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)</p>
<p>36 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 (廊下の経過措置)</p>	<p>32 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 (廊下の経過措置)</p>
<p>37 平成18年10月1日以前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第3項の規定を適用する場合には、同項第1号中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。</p>	<p>33 平成18年10月1日以前から存する知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第10条第3項の規定を適用する場合には、同項第1号中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。</p>
<p>38 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項の規定は、当分の間、適用しない。</p>	<p>34 平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項の規定は、当分の間、適用しない。</p>
<p>39 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項(第2号に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。 附 則 略 附 則 (令和3年条例第22号)</p>	<p>35 平成18年10月1日以前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項(第2号に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。 附 則 略 附 則</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

【第4条】盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>○盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p style="text-align: right;">令和2年3月26日条例第16号</p>	<p style="text-align: right;">令和2年3月26日条例第16号</p>
<p style="text-align: center;">改正 令和3年4月12日条例第22号</p>	
<p>盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>
<p>目次及び第1条から第5条まで 略 (従業者の員数)</p>	<p>目次及び第1条から第3条まで 略 (従業者の員数)</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>	<p>(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p>
<p>ア 障害児の数が10人以下 2人以上 イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>	<p>ア 障害児の数が10人以下 2人以上 イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p>
<p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）1人以上</p>	<p>(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）1人以上</p>
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸の管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸の管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p>	<p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p>
<p>(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>	<p>(2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>
<p>(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>	<p>(3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第79条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第79条において同じ。）を行う場合</p>
<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>	<p>3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第79条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定児童発達支援の単</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定児童発達支援の単</p>

改正後	改正前
<p>位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士うち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数 ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 イ 児童指導員 1人以上 ウ 保育士 1人以上 (3) 栄養士 1人以上 (4) 調理員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号に掲げる看護職員を除く。）とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 当該機能訓練を行うために必要な数 (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</p>	<p>位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数 ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 イ 児童指導員 1人以上 ウ 保育士 1人以上 (3) 栄養士 1人以上 (4) 調理員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 (2) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 (3) 指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号に掲げる看護職員を除く。）とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 (2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 当該機能訓練を行うために必要な数 (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）</p>

改正後	改正前
<p>当該医療的ケアを行うために必要な数</p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 看護職員 1人以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第8条から第78条まで 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 障害児の数が10人以下 2人以上</p> <p>イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>	<p>当該医療的ケアを行うために必要な数</p> <p>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者は、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるところによる。この場合において、当該各号に掲げる者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</p> <p>(1) 看護職員 1人以上</p> <p>(2) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>7 第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第8条から第78条まで 略</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数</p> <p>ア 障害児の数が10人以下 2人以上</p> <p>イ 障害児の数が11人以上 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又は5人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けた者に係る事業所であるものに限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときには、当該機能訓練担当職員等の数を第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次に掲げるものとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第80条から第106条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和3年条例第22号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p> <p>8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>第80条から第106条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

【第5条】盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 令和3年3月25日条例第19号</p>	<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 令和3年3月25日条例第19号</p>
<p>改正 令和3年4月12日条例第22号</p>	
<p>盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p>
<p>第1条から第8条まで 略</p>	<p>第1条から第8条まで 略</p>
<p>附 則 (令和3年条例第19号)</p>	<p>附 則 (令和3年条例第19号)</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)</p>	<p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)</p>
<p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第4条第3項及び第41条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第4条第3項及び第61条、第3条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第2条第4項及び第21条、第5条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第19条、第6条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第3条第3項及び第47条並びに第8条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第4条第4項及び第46条第2項(新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p>	<p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第4条第3項及び第41条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第4条第3項及び第61条、第3条の規定による改正後の盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第2条第4項及び第21条、第5条の規定による改正後の盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第19条、第6条の規定による改正後の盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第3条第3項及び第47条並びに第8条の規定による改正後の盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第4条第4項及び第46条第2項(新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)</p>
<p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第48条、新障害福祉サービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条、新福祉ホーム基準条例第14条、新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の2(新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 (感染症の予防等のための措置に係る経過措置)</p>	<p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第48条、新障害福祉サービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第16条、新福祉ホーム基準条例第14条、新障害者支援施設基準条例第38条及び新指定通所支援基準条例第39条の2(新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 (感染症の予防等のための措置に係る経過措置)</p>
<p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第</p>	<p>4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第</p>

改正後	改正前
<p>2 項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条、第201条の12及び第210条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第51条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項、新障害者支援施設基準条例第40条第2項並びに新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）</p>	<p>2 項（新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条、第201条の12及び第210条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第51条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項、新障害者支援施設基準条例第40条第2項並びに新指定通所支援基準条例第42条第2項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）</p>
<p>5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第54条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第42条第3項及び新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>（旧指定児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）</p>	<p>5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第200条の5、第201条、第201条の12並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第54条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第42条第3項及び新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>（旧指定児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）</p>
<p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている第8条の規定による改正前の盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>6 この条例の施行の際現に指定を受けている第8条の規定による改正前の盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項及び第7項の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</p>	<p>7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第6条第3項及び第7項の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士及び障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</p>
<p>8 旧指定児童発達支援事業者については、令和4年3月31日までの間は、新指定通所支援基準条例第7条第6項の規定は、適用しない。</p> <p>（旧基準該当児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）</p>	<p>8 旧指定児童発達支援事業者については、令和4年3月31日までの間は、新指定通所支援基準条例第7条第6項の規定は、適用しない。</p> <p>（旧基準該当児童発達支援事業者の従業者の員数に係る経過措置）</p>
<p>9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第60条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第60条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>（旧指定放課後等デイサービス事業者の従業者の員数に係る経過措置）</p>	<p>10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第60条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。</p> <p>（旧指定放課後等デイサービス事業者の従業者の員数に係る経過措置）</p>
<p>11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第79条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第79条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第</p>	<p>12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第</p>

改正後	改正前
<p>79条第3項及び第7項の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</p> <p>（旧基準該当放課後等デイサービス事業者の従業員の員数に係る経過措置）</p>	<p>79条第3項及び第7項の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</p> <p>（旧基準該当放課後等デイサービス事業者の従業員の員数に係る経過措置）</p>
<p>13 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>13 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第86条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第86条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>附 則（令和3年条例第22号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>14 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第86条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。</p>